

厚生労働省設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 医務技監を新設し、その職務について定めること。 （本則関係）

第二 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。 （附則関係）